

この「瀬田南小学校 PTA 規約」は、お子様が在学中使用いたしますので大切に保管ください
--

瀬田南小学校 P T A 規約

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 この会は瀬田南小学校 P T A と称し、事務所を瀬田南小学校に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 この会は保護者と教師が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的を遂げるために次の活動をする。

- (1) 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を守る。
- (2) 児童の教育的環境の整備に努める。
- (3) 公の教育費を充実することに努める。
- (4) その他教育上必要な活動を行う。

第 3 章 方針

第 4 条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動するほかの団体および機関と協力する。
- (2) 本会は、本校すべての児童の福利のため活動する**
- (3) 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。**
- (4) この会またはこの会の役員の名で公の選挙の候補者を推薦しない。**

第 4 章 会員

第 5 条 この会の会員となることのできるものは、以下の通りである。

- (1) 瀬田南小学校に在籍する児童の保護者。
- (2) 瀬田南小学校に勤務する教職員。

第 6 条 この会の会員は会費を納めるものとする。会費の額や納付の方法は細則で定める。

第 7 条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第 8 条 本会の会員は本校に在籍する児童の保護者又はそれに代わる者（以下、「保護者」という）及び本校の教職員並びに本会の趣旨に賛同する者で、個人情報の取扱いに同意の意思を示した者が入会の意思を示した者とする。

第 9 条 保護者の会員は児童の卒業及び転校等により本校保護者でなくなった時、また教職員の会員は異動及び退職等により本校教職員でなくなったとき、自動的に本会を退会するものとする。

第 10 条 前項以外の事由により本会を退会する際は、別に定める退会届を本会に提出しなければならない。

第5章 経理

- 第11条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金およびその他の収入によって支弁される。
- 第12条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第13条 やむを得ず予算を更生しようとするときは、委員総会において承認を得なければならない。
- 第14条 この会の決算は、会計監査を経て次年度当初の総会において承認を得なければならない。
- 第15条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 役員

- 第16条 この会の**本部**役員は、次のとおりである。
- 会長 1名
- 副会長 4名
- 庶務 若干名（内教師を含む）
- 第17条 **本部**役員は他の役員・会計監査委員または選挙管理委員を兼ねることができない。
- 第18条 役員を選出についての必要事項は、細則で定める。
- 第19条 役員任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。**ただし、学級委員は、毎年度選挙により選出された日から次年度の学級委員選出までとする。**
2. 役員は、引き続いて選任されることができる。ただし、会長・副会長の職にあることが連続して2年を超えてはならない。
- 第20条 会長は、この会を代表して会務を統括し、主として次の職務を行う。
- (1) 総会・役員会・運営委員会・委員総会など各種の会議を招集して、総会並びに専門部会・特別委員会を除く会議の議長になる。
- (2) 顧問・理事および各専門部会の部員並びに専門委員会の正副委員長・委員を委嘱する。
- ~~-(3) 副会長・学校長の意見を聞いて、事務局員を委嘱する。-~~
- 第21条 副会長は、専門部の部長となりその事業を推進する。また、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 第22条 庶務は、会の一般事務並びに会計事務など関係業務全般を処理する。
- 第23条 理事(保護者)は、専門部の副部長となり、部長及び他の部会などと連絡して年間計画を作成し、その事業の推進にあたる。
- 第24条 理事(教師)は主として会と学校の連絡調整にあたり、会の一般事務並びに会計事務の処理を助ける。

第7章 会計監査委員

- 第25条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。
- 第26条 会計監査委員は、委員総会で運営委員以外の会員の中から選出される。
- 第27条 会計監査委員は、必要に応じて会計監査を行うことができる。
- 第28条 会計監査委員の任務は、その会計年度とする。

第 8 章 選挙管理委員

- 第 29 条** 役員・学級委員・町委員の選挙に関する事務を処理するため、5名の委員からなる選挙管理委員会を置く。
- 第 30 条** 選挙管理委員は、前年度の委員総会に出席した委員によって役員以外の会員中から選出され、その任務の終了したときに解任される。

第 9 章 役員候補者推薦委員会

- 第 31 条** 次年度の会長・副会長の候補者を推薦するときは、役員候補者推薦委員会(以下推薦委員会という)を置く。
- 第 32 条** 推薦委員会の数と選出方法は、細則で定める。
- 第 33 条** 推薦委員会の委員は、その任務を終了したときに解任される。

第 10 章 総会

- 第 34 条** 総会は全会員をもって構成され、この会の最高機関である。
- 第 35 条** 総会は、定期総会および臨時総会とする。
2. 定期総会は、年度当初に開催する。臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の五分の一以上の要求があったときに開催する。
- 第 36 条** 総会は、会員の委任状を含めて現在数の二分の一以上の出席が無ければ会議を開き議決することができない。
- 第 37 条** 総会の議事は、出席した会員の過半数で決まる。
2. 総会の議長は、総会に出席した会員中から選出する。
- 第 38 条** **書面での総会が開催された場合、通常の総会同様、出席者（会員数）の過半数の賛成をもって可決とする。**

第 11 章 役員会

- 第 39 条** 役員会は会長・副会長・理事をもって構成され、この会の運営の大綱を決定する。

第 12 章 運営委員会

- 第 40 条** 運営委員会は、役員・正副学年委員長・正副地区委員長・特別委員会の委員長および教師委員をもって構成され、この会全体の組織の活動力を有機的に結びつけるための執行機関となり、会長がこれを代表する。
- 第 41 条** 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の四分の一以上の要求があったとき開催する。
- 第 42 条** 運営委員会は、委員の二分の一以上の出席が無ければ会議を開き議決することができない。
- 第 43 条** 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

第 13 章 委員総会

- 第 4 4 条** 委員総会は、役員・町委員・学級委員・専門委員・特別委員会委員および教師委員で構成され、細則の改廃・予算の更生等この会の重要事項について審議する。
- 第 4 5 条** 委員会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の四分の一以上の要求が合ったとき開催する。
- 第 4 6 条** 委員総会は、委任状を含めて委員の二分の一以上出席しなければ会議を開き議決することができない。
- 第 4 7 条** 委員総会の議事が、出席者の過半数で決する。

第 14 章 専門部および特別委員会

- 第 4 8 条** この会の活動に必要な事項について調査研究立案および実行推薦のため、次の専門部を置く。
- (1) 教養広報部
 - (2) 保健環境部
 - (3) 福祉厚生部
 - (4) 校外部
2. 専門部についての必要事項は、細則で定める。
- 第 4 9 条** 特別な事項について必要がある時は、特別委員会を設けることができる。

~~第 15 章 事務局~~

- ~~**第 4 6 条** この会の会務を処理するため事務局を設け、一般事務並びに会計事務をする。~~
- ~~2. 事務局についての必要事項は、細則で定める。~~

第 15 章 細則および規定

- 第 5 0 条** この会の運営に関する必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて委員総会の議決を経て定める。
- 第 5 1 条** この規約の施行のための必要な規定は、運営委員会に置いて定める。

第 16 章 改正

- 第 5 2 条** この規約は総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。
2. 総会に提出する改正案は、少なくとも総会の 3 日前に全会員に知らせておかなければならない。

- 付 則** この規約は昭和 5 1 年 6 月 2 1 日から適用する。
- 昭和 5 4 年一部改正
昭和 5 6 年一部改正
昭和 5 7 年一部改正
平成 4 年一部改正

平成 5年一部改正

平成 7年一部改正

平成 8年一部改正

令和 2年一部改正

令和 5年一部改正